

愛川町空き家取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を取得して愛川町に定住しようとする移住者等に対して、又は社宅として使用するために空き家を取得した法人が、従業員を居住させた場合において、愛川町空き家取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。
- (2) 法人 町内に事業所を有し、法人格を有する民間事業者をいう。
- (3) 従業員 法人と無期限の雇用契約を締結している者をいう。
- (4) 空き家取得補助交付対象者 空き家を取得して愛川町に定住する移住者をいう。
- (5) 社宅転用取得補助交付対象者 社宅として使用するために空き家を取得した法人をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく、空き家取得補助交付対象者は、次の第1号から第5号までのいずれにも該当するものとし、社宅転用取得補助交付対象者は、次の第3号から第7号までのいずれにも該当するものとする。

- (1) 購入した空き家に入居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入又は同法第23条に規定する転居の届出を行った者。ただし、愛川町空き家解体費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）の規定に基づき、当該補助金の交付を受けようとする者を除く。
- (2) 10年以上定住する見込みである旨の誓約書（第1号様式）を提出した者
- (3) 法人名義で空き家を購入し、社宅として使用する法人
- (4) 3年以上社宅として使用する見込みである旨の誓約書兼町税納入状況確認同意書（第1号様式）を提出した法人
- (5) 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (6) 住宅取得に係る本町の他の補助金を受けていない者
- (7) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員

等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係がない者と法人の役員
(補助金額)

第4条 補助金の額は、70万円を限度とし、次の基本額と加算額とを加えて得た額とし、法人名義で取得し、従業員を居住させた場合は、基本額の30万円限度とする。ただし、基本額は空き家に係る売買契約書に記載された代金総額の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

2 基本額

30万円

3 加算額

- (1) 空き家バンクに登録されてから1年以上経過している空き家を取得する場合 10万円
- (2) 1年以上町外に居住していた者が直接転入する場合 10万円
- (3) 空き家を取得した日において世帯主の年齢が50歳以下の場合 10万円
- (4) 空き家を取得した日において婚姻届の受理後3年以内の夫婦 10万円

(交付申請)

第5条 空き家取得補助交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に規定する転入(以下「転入」という。)又は同法第23条に規定する転居(以下「転居」という。)をした日の翌日から起算して90日以内に、愛川町空き家取得費補助金交付申請書(第2号様式)に次の第1号から第5号までの書類を添えて、社宅転用取得補助交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、従業員が転入又は転居の届出を行った日の翌日から起算して90日以内に、愛川町空き家取得費補助金交付申請書(第2号様式)に次の第1号から第3号まで及び第6号から第8号までの書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 登記事項証明書又は登記受領証
- (3) 第3条第2号に規定する誓約書
- (4) 住民基本台帳確認同意書
- (5) 前条第3項第4号の加算を受ける場合にあっては、婚姻日が確認できる書類
- (6) 社宅転用の空き家に入居する者の住民基本台帳確認同意書
- (7) 法人役員等一覧表
- (8) 従業員が在籍していることを確認できるもの

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家取得費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請した者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者は、愛川町空き家取得費補助金請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第8条 町長は、やむを得ないものと認める場合を除き、空き家取得補助金交付決定者が、次の第1号に該当するとき、社宅転用補助金交付決定者が、次の第2号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 当該空き家又は空き家の解体後に建設が完了した住宅に入居後、10年以内に転居又は町外へ転出した場合

(2) 当該空き家に従業員が入居後、3年以内に転居又は町外へ転出したとき。ただし、居住していた従業員が退去した年度内に、他の従業員が入居する場合はこの限りでない。町長は、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付を受けた者が当該空き家又は空き家の解体後に建設が完了した住宅に入居後、10年以内に転居又は町外へ転出した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に掲げるもののほか、空き家取得補助金及び社宅転用補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 町長は、補助金の交付日から起算して5年を経過する日までに、社宅転用補助金交付決定者に町税の滞納があったときは、補助金の全部を取り消すことができる。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、愛川町空き家取得費補助金交付取消通知書（第5号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、居住年数により別

表のとおりとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日以前の申請に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 愛川町空き家社宅転用取得費補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

別表（第9条関係）

居住年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金の100%
1年以上2年未満	補助金の90%
2年以上3年未満	補助金の80%
3年以上4年未満	補助金の70%
4年以上5年未満	補助金の60%
5年以上6年未満	補助金の50%
6年以上7年未満	補助金の40%

7 年以上 8 年未満	補助金の 3 0 %
8 年以上 9 年未満	補助金の 2 0 %
9 年以上 1 0 年未満	補助金の 1 0 %